

# 令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第2号 12月5日（火曜日）

## ◎議事日程 第2号 令和5年12月5日午前10時開議

### 第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

### 日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアソキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君	主査補	高橋万祐子君

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	中村達司君
教育部長	長谷川敦君	子ども・子育て監	小幡千尋君
消防長	大澤満君	企画広報課長	古田隆行君
経営改善課長	兼松光春君	総務課長	舟橋正人君
地域協働課長	中村亘君	防災交通課長	伊藤修君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君
高齢者支援課長	前田敦君	土木管理課長	吉田昌義君

学校教育課長	大黒澄子君	学校教育課主幹	高木順二君
子ども未来課長	上原眞由美君	子ども未来課主幹	伊藤真弓君
子ども未来課主幹	中村美和君	文化スポーツ課長	坂野隆幸君
消防総務課長	村山弘泰君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） ただいまの出席議員は、18名であります。

なお、当局において高木健康福祉部長が欠席いたしております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

◎副議長（岡村千里君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） おはようございます。7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しを頂きましたので、先に通告しました3件について順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名1、土木要望についてであります。

要旨1、居住地以外での要望方法などについてであります。

犬山市では土木要望があるときは、要望者から町会長へ要望を行うことになっていますが、例えば、自分が住んでいる住居地以外にある子ども未来園等への送迎の際、その住宅地でカーブミラーの設置要望や、住居地以外の学校の通学路の修繕や改良などの要望の際、自分が住んでいる地域の町会長は分かるが、他の地域の町内会や町会長は分からないので、どこにどのように連絡や要望したらよいかとの相談を受けました。

ここでお尋ねをいたします。

居住地以外の土木要望はどのように行えばいいのか。また、昨今、町内会に加入されない市民の方も増えているとお聞きします。その場合、居住地の町会長が分からない市民の方もおられると思います。そのような場合も、どこに問合せをすればいいのかお教えをください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 改めまして皆さんおはようございます。それでは、諏訪議員のご質問にお答えします。

日常生活の中で、道路や水路などの不具合や破損、安全対策の必要性に気づく方が見ることがあります。その中で、緊急性のある要望については、早急な対応が必要なため、具体的な例としては、道路の陥没や側溝の蓋割れなど、通行上の支障、危険を伴うものや街路灯の球切れ、流木などによる河川水路の水の流れが阻害されているなどで、直接市に電話をも

らい、対応をしております。

一方で、一般的な土木要望は、道路や水路、交通安全対策施設の改良や新設、街路灯の新設など、快適性や利便性の向上を目的とした、地元に着したのものについては、各町内からの要望内容を取りまとめの上、地域の土木常設員から市に要望が提出されます。

ご質問の住居地以外の場所で修繕や改良の必要性に気づいた場合、直接市に電話やメールなどで連絡をいただければ、市職員と地区土木常設員により状況確認を行い、当該地区のほかの要望事項との優先順位などを考慮した上で、実施するか判断をさせていただくこととなります。その結果はご連絡された方へも報告をさせていただきます。

また、町内会に加入していないなど、最寄りの町会長が分からない場合や、市外の方も市に直接問合せをいただければと思います。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。居住地以外の修繕や改良の要望は、まずは市に直接電話すればよいとのこと確認ができました。

ここで再質問いたします。

これは私自身の話なんです、犬山に住んで30年以上たちますが、議員になるまで幸い緊急のある要望や一般的な土木要望をするような現場に遭遇したことがなかったので、恥ずかしい話なんです、土木要望の要望方法や、土木常設員制度について知らなかったんですね。

ここでお尋ねをいたします。犬山市に転入されてすぐの方などを含め、簡単で結構です、土木要望に関しての市民への周知はどのようにされているのかお示しをください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

土木要望については、毎年広報の4月号に土木常設員制度と合わせて、土木要望の流れについて周知しております。

また、犬山市のホームページでは、暮らしの情報の中の土木要望に土木常設員制度と、土木要望の基本的な流れなどについて掲載をしており、閲覧できるようになっております。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。広報やホームページで周知されていることが確認できました。本当にありがとうございました。

続いて、2件目の質問に移ります。件名2、児童虐待防止対策についてであります。

先月の11月は、全国的に児童虐待防止推進月間として位置づけられておりまして、子どもの虐待をなくそうと、全国各地でオレンジリボンの配布などが行われていました。

このオレンジリボン運動の起源は、2004年、栃木県小山市で、3歳と4歳になる2人のかわいらしい兄弟が、何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。その顔を見たコンビニの店長さんが警察に通報したのですが、一旦は保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、9月11日、ガソリンスタンドで再び暴行を受け、車の中でも

散々暴行を受け、息も絶え絶えの状態で、橋の上から川に投げ込まれて、幼い命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、オレンジリボン運動が始まったとあります。

昨今ニュースなどでも様々な形で児童虐待に関する報道がされています。

さて、本年4月に発足したこども家庭庁が11月に公表した調査によりますと、全国の児童相談所に、近隣住民や関係機関などから寄せられた2022年度の相談件数は、21万9,170件のぼり、過去最多に、21年度の死亡事例は50人で、その約半数はゼロ歳児と、生まれたばかりの赤ちゃんだったとあります。

虐待の原因としてある識者は、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で孤立をし、不安を抱えながらもSOSが出せない状況が、虐待の背景にある場合が多いと言われていいます。特にコロナ禍により自宅で過ごす時間が増え、親が抱えたストレスのはけ口が弱い立場にある子どもに向かうなど、状況はさらに深刻になり、経済的な困窮や予期せぬ妊娠、出産、複雑な家庭環境なども虐待へのリスクを高めると指摘し、虐待件数の増加には、相談体制の整備が進んだことや、児童虐待に対する社会の意識が高まり、住民や関係機関からの通告が増えたという側面もあると言われていいます。

ここでお尋ねをいたします。

要旨1、相談内容、傾向についてであります。

犬山市では、児童虐待を把握する際、どのような経路を経て把握をするのか、また、児童虐待に関する相談内容や傾向はどのようになっているのか、お示しをください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

児童虐待とは、親または親に代わる保護者など、子どもに関わる大人が子どもに対して不適切な扱いをすることで、子どもの健全な成長や発達を妨げ、心身ともに傷つける行為を言い、大きくは4つに分類されます。

具体的には、1、児童の身体に外傷が生じる、またはそのおそれのある暴行を加える身体的虐待、2、児童にわいせつな行為をすること、またはさせる性的虐待、3、子どもの心身の発達を損なうほどの不適切な養育や、子どもの安全への配慮がなされていない行為、ネグレクト、4、子どもに著しい心理的外傷を与える言動や、ひどい言葉、極端な無視や拒否的な態度などにより、子どもに心理的な傷を負わせる行為、心理的虐待、これらに分類されます。

初めに、児童虐待や虐待が疑われる事案を市が把握するまでの通報経路についてですが、年度ごとに多少の差異はあるものの、子ども未来園や学校といった施設から情報が寄せられるものが約5割、保健センターからが約2割、残りは近隣住民や親族からとなっており、そのほとんどが児童の所属する施設や機関を経由するものとなっています。

10月末時点での件数となりますが、今年度における児童虐待に関する通報は全部で28件となっています。このうち、子ども未来園などの児童施設からが10件、学校が6件、保健センターが7件、親族や近隣住民等が5件となっています。

また最近では、一宮児童相談センターが児童の泣き声通報といった軽微な虐待事案を受理した場合、その対応を市に求めるようなケースも増えており、今年度はこれまでに4件を市で対応しております。

次に、当市における虐待類型別の相談内容についてですが、児童虐待事案の通報経路の場合と同様に、年度による差異が見られますが、近年では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっております。

年度ごとの虐待件数は、令和元年度が90件、令和2年度が91件、令和3年度が95件、令和4年度が94件となっております、児童虐待件数は高止まり傾向にあると言えます。

新型コロナ感染症流行前の令和元年以前の通報件数は約60件前後で、増加傾向にありました。その後、コロナ禍による外出控えや経済的な負担増などが要因となり、保護者と子どもと一緒に家にいる時間が増えたことや、一人で子育てを行うワンオペ育児という言葉に表されるように、保護者が子どもを養育するに当たり、一人で悩んでしまい、精神的な余裕がなくなってしまうなど、こうした状況が虐待件数の増加につながったのではないかと推測しております。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。犬山市での虐待件数が、令和以降の毎年、年間90件を上回ることが分かりました。

また、市が虐待が疑われる事案を把握する通報経路で、子ども未来園などの施設からの情報が約5割もあることも確認をいたしました。

児童虐待への対応で大切なのは早期発見であり、虐待が重大な事態に発展するのを防ぐことだと思います。

さて愛知県では、名古屋市を除く10か所に児童相談センターを設置していますが、今年の2022年度の虐待の相談件数は、6,493件となり、6,588件だった2021年度よりわずかに減少したとありました。

虐待の通告の経路は、警察からが3,928件と最も多く、以下、市町村や児童委員などの区市町村が645件、家族、親族が578件となったとありました。

また、その中に一時保護の実施状況として、虐待に関する相談のうち、児童の安全確保のために1,621件の一時保護を行い、前年度より186件増加したとあります。

先ほどの答弁で、犬山市での児童虐待に関する相談内容や傾向は確認をいたしました。先ほども話しましたが、児童虐待への対応で大切なのは早期発見であり、虐待が重大な事態に発展するのを防ぐことだと思います。

ここで再質問いたします。

子ども未来課において、児童虐待またはその疑いを把握した後、どのように支援し、管理しているのかお伺いをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

子ども未来課では、児童虐待等の事案を把握した後は、直ちにその緊急性などを判断し、事案の内容に応じて一宮児童相談センターに対応を依頼する場合や、子ども未来課職員による児童の安否確認や実態調査、保護者指導などを行うほか、児童が所属する施設や機関に対し、情報の共有を図った上で助言や見守りの依頼を行います。

一般的に、子どもの顔から上への身体的虐待や、乳幼児に対する身体的虐待は、生命に関わるような重篤な事案であり、保護者からの分離が必要になることも多いため、直ちに一宮児童相談センターに対応を依頼します。

それ以外の比較的軽微な虐待事案や、継続して支援が必要となる事案では、子ども未来課職員や保健師が、適宜、家庭訪問や電話等を行い、子どもの状況や家庭内の様子を確認します。また、児童が所属する学校や子ども未来園といった施設関係者と情報を共有することで、対象児童の見守りや保護者の様子等を把握しています。

家庭訪問や見守りを進める中で、養育支援サービス等の社会資源が必要と判断されれば、例えば子どもを短期間施設で預かるショートステイや、養育相談や家事援助のための訪問支援員派遣といった取組や助言等を行っております。

また、実際に虐待が発生してしまったケースや、虐待の発生が懸念され、特に支援が必要と判断されるケースについては、児童相談センター職員をはじめ、保育士や教員、警察官といった児童虐待対策に携わる実務者で構成する要保護児童対策協議会において、対象家庭への支援の方針を決定し、情報共有することで進行管理を図り、継続的に見守っていくこととなります。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。生命に関わるような重篤な事案から、比較的軽微な虐待事案に、子ども未来課の職員や保健師の方々が携わっていただいていることが確認できました。

また、職員の皆様が保護者に対しての養育相談や、家事援助のための訪問支援員の派遣や助言なども行っているとのことがありました。

虐待を受けた児童の対応だけでなく、保護者への対応、ケアまでしていただいていると聞き、そこまでやっていただいているんだと驚いたとともに、きめ細かな保護者への対応に、職員の皆様が、児童虐待を1件でもなくすんだとの思いが伝わってくるように感じます。本当にありがとうございます。

さて、国は児童虐待防止に対して、令和4年6月に、改正児童福祉法を成立しましたので、少し紹介をさせていただきます。

これまで児童虐待防止のために種々の対策を講じてきたところですが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

例えば、子育てを行っている母親のうち約6割が、近所に子どもを預かってくれる人はいないといったように、孤立した状況に置かれていることや、各市の地域子ども・子育て支援事業についても、支援を必要とする要支援児童などに十分に利用されておらず、子育て世帯

の負担軽減等に対する効果が限定的なものになっていると言います。

こうした子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童などへの包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、こども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和4年6月8日に成立をしたとあります。

このように、国も児童虐待防止に向けた取組を行っていますが、犬山市のこれからの取組についてお聞きをいたします。

要旨2、今後の取組についてであります。

犬山市の児童虐待防止に向けた今後の取組についてお教えをください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

当市における現時点での児童虐待を含む子育て支援関連相談体制は、児童福祉分野では子ども未来課において、子ども家庭総合支援拠点を令和3年度より、母子保健分野では、子育て世代包括支援センターを平成29年度より設置し、妊産婦や子育て世帯に対する支援について、双方、情報を共有しながら実施しているところです。

しかし、全国的、特に大規模な自治体においては、児童福祉分野と母子保健分野で組織が別であるために、情報共有がなされにくいなどの課題が生じていたことから、児童福祉法の改正により、令和6年4月から、市町村としての相談支援体制の強化を図るために、こども家庭センターを設置することが努力義務とされました。

こども家庭センターは、児童福祉機能である子ども家庭総合支援拠点と、母子保健機能である子育て世代包括支援センター双方の機能や役割を維持しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う新たな機関となります。

また、新たな取組として、行政サービスによる支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもに確実に支援を届けるため、サポートプランを作成し、支援の提案、実施とその後の管理を行っていくこととなります。

支援体制としては、虐待対応を含む児童福祉分野の相談等を担当する職員と、母子保健分野の相談等を担当する保健師と職員が、こども家庭センターの職員として配置され、その上で、2つの職員を束ねる、統括支援員を新たに配置することで、双方の連携、協力により、妊産婦や子どもに対する具体的支援を実施していくこととなります。

以上のことから、国の趣旨及び目的を踏まえ、当市においても、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援等の実施と、児童虐待防止に向けたさらなる支援の充実と強化を図っていくため、こども家庭センターを、令和6年度の設置に向け、現在、関係部署と協議を進めているところです。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。早速、令和6年度からのこども家庭センターの設置に向け、協議を始めていただいております。全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの相談支援など、新しい取組であり、職員の皆様には大変にご苦勞をおかけするとは思いますが、さらなる児童虐待防止対策に期待を申し上げ、3件目の質問に移ります。

件名3、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてであります。

第9次犬山市高齢者福祉計画、第8次犬山市介護保険事業計画に、我が国では、2019年、令和元年10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%と過去最高になっていると書かれております。

高齢者数は2042年、令和24年頃まで増加をし、その後も75歳以上の人口割合については増加し続けることが、予想されています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加をしており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、健康寿命を延伸していくことが求められています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では、高齢者を巡る様々な問題が浮かび上がっています。独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家庭の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした中、国においては、高齢社会対策の推進に当たり、基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の転換を図るべく、2018年2月に高齢社会対策大綱を閣議決定をいたしました。

この大綱は、高齢者を支えるとともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず、若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることを目的としています。

この大綱に基づき、国は2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と、自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス提供体制、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることとしています。

また、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしや生きがいを地域とともにつくる社会、地域共生社会の実現が求められています、とあります。

犬山市では高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする犬山市高齢者福祉計画、犬山市介護保険事業計画を作成していただいております。

令和2年度には、犬山市高齢者福祉計画、犬山市介護保険事業計画の計画期間、平成30年から令和2年度が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年、令和7年度を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる地域包括ケアシステムを構築、進化を推進しますと書かれています。

ちょっと長くなりましたが、ここでお尋ねをいたします。



要旨1、現状についてであります。

一体的に策定する介護保険事業計画と合わせ、現在の計画は今年度末までの期間となっておりますが、来年度以降の計画はどのような体制で策定作業が行われているのか。また、計画の基礎となる高齢者と認定者数の推移は、また、今後のスケジュールについてもお示しをいただきたいと思っております。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

前田高齢者支援課長。

〔高齢者支援課長 前田君登壇〕

◎高齢者支援課長（前田 敦君） 諏訪議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行っており、現在の計画は、令和3年度から令和5年度までの期間としておりますので、来年度以降の新たな計画は、昨年度に附属機関である高齢者福祉事業推進委員会への諮問を行い、今年度は4回にわたって検討を行ってまいりました。

お尋ねの高齢者と認定者の状況ですが、まず、65歳以上の高齢者数の見込みは、昨年度末に策定された総合計画の推計を用いており、現在は2万1,231人ですが、今後3年間は緩やかに減少し、計画の最終年次である令和8年度は2万1,120人としています。

人数で減少を見込む一方で、高齢化率は緩やかな上昇を続け、現在は29.4%ですが、令和8年度には、29.6%となることを見込んでいます。

次に、要介護または要支援となる認定者ですが、高齢化率の上昇のほか、計画期間中に団塊の世代が後期高齢者となることに伴う増加などを想定し、高齢者に占める割合を申し上げますと、現在は17.2%ですが、令和8年度には18.7%となることを見込んでいます。

なお、介護保険事業計画にあっては、介護報酬の改定や負担割合の見直しなど、いまだ国で検討中の項目もあり、これから明らかとなる制度改正の内容を見極めなければなりません。今後は年末までに附属機関からの答申を頂き、2月定例議会において必要な条例改正案を提案させていただく予定としています。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。犬山市での高齢化率、認定者数など確認することができました。

続いて、要旨2に移ります。要旨2、方向性についてであります。

要旨1で高齢者数などの犬山市の現状が分かりましたので、これに基づいて作成される今後の計画のポイントや方向性について、お示しをください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

前田高齢者支援課長。

〔高齢者支援課長 前田君登壇〕

◎高齢者支援課長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

現時点における検討中の内容ではありますが、それぞれの計画のポイントは一層進展する超高齢社会を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる強化と、来年度以降3年間の介護保険料の算定となります。

お尋ねの方向性ですが、まず地域包括ケアシステムの強化に関しましては、在宅志向の高まりに応え、住み慣れた地域で安心して生活していただくためには、虐待や認知機能の低下による様々なトラブルなど、多様化、複雑化する課題への対応が不可欠であり、地域の支援窓口となる高齢者あんしん相談センターの体制強化を検討しているところです。

また、介護保険料の算定に関しましては、国が用意した画一的な試算による推計ではなく、犬山市民の給付実績をサービスごとに分析し、人数や回数、費用の項目できめ細かな推計を行うとともに、保険料負担を必要最低限に抑えるため、基金の活用や、犬山市独自の所得段階の弾力化などについて検討を進めているところです。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。地域包括ケアシステムの強化、介護保険料の算定が、それぞれの計画のポイントとなることが確認できました。

続いて、要旨3、介護支援員資格などの支援についてであります。

少子・高齢化が急速に進む中、介護を必要とする人が増加する一方で、現場を支える人材不足が深刻化をしております。

厚生労働省の推計によりますと、介護人材は2019年で約211万人だが、団塊の世代が75歳以上となる2025年度には約243万人が必要となり、約32万人足りなくなると試算をしています。

こうした試算も踏まえ、国は介護職員の処遇改善や多様な人材確保、育成など、総合的な介護人材確保に取り組んでいるとあります。

一方、犬山市では、令和5年度より今後高齢者の増加が見込まれ、介護支援専門員を確保しなくてはならない。でも、研修費用の負担が大きい、との観点から、居宅介護事業者が主任介護支援専門員の資格や更新などのための研修の受講料を負担した場合に、市が受講料相当額の補助金を居宅介護支援事業者に交付するとの事業を開始しましたとあります。

ここでのお尋ねをいたします。

令和5年度に創設された犬山市介護人材育成等支援補助金制度の活用状況について、また、この制度はぜひ来年も継続してほしいと思うがいかがでしょうか、お示しをください。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

前田高齢者支援課長。

〔高齢者支援課長 前田君登壇〕

◎高齢者支援課長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

お尋ねの介護人材育成等支援補助金制度は、介護サービスを利用する際の調整役となるケアマネジャー不足に応えるため、今年度からスタートをさせていただいたものです。

新しい制度となりますので、実施に当たりましては、各事業所へのメールによる直接の案内のほか、介護サービス事業者が集まる協議会の場で積極的に周知をし、11月末時点では市内15の事業所のうち、8つの事業所で、12名分のケアマネジャーの資格更新に活用されました。

来年度も引き続き実施をする予定ですが、この制度に限らず、事業所と利用者の双方から、介護現場の意見を伺いながら、介護サービスの質と量を確保するため、必要な施策を展開し

てまいりたいと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。高齢化の進展により介護に対するニーズは高まっています。そのため、介護需要の増加に備えた対応が急務であると考えます。犬山市では、介護人材育成等支援補助金を来年度も引き続き実施する予定とありました。

さらに、事業者と利用者の双方からの介護現場での意見を聞きながら、必要な施策に展開するとありました。介護現場の生の声を聞きながら進められる、本当に大事なことだと思います。

最後になりますが、担当課の職員の皆様、高齢者あんしん相談センターの皆様をはじめ、高齢者福祉に携わっていただく皆様に感謝を申し上げ、そして、さらなる犬山市の高齢者福祉の前進に期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（岡村千里君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。3番 増田修治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） おはようございます。3番、創犬会の増田修治です。議長のお許しを頂きましたので、事前に通告させていただきました4件について、一般質問をさせていただきます。また資料を配付しておりますので、そちらのほうをご覧いただきながら、よろしく願いいたします。

まず、件名1、芸術文化を通じた地域振興について。

こちら10月になりますが、民生文教委員会にて青森県十和田市のほうに視察に行かせていただきました。少し紹介にもなりますが、十和田市は十和田湖でも有名な町ではありますが、市街地の官庁街通り1.1kmを全体として美術館と見立てて、十和田市立現代美術館をはじめとして、アート作品、ストリートファニチャーが街に点在し、現代芸術を切り口に、アートによる観光に特化したまちづくりをされております。

草間彌生さんなど世界的に著名な芸術家による講演の計画や、著名な建築家による公共建築物が点在し、世界中から観光に訪れる町でもあります。美術館に関しては、年間の来館者数が平均15万人で、来訪者の満足度も93%と非常に高く推移しているようです。

実際に私たちも作品に触れ体感し、その芸術作品が持つパワーや、メンタリティに圧倒され、感銘を受けました。

公園で子どもたちが遊んでいたりと、現代芸術を生かした教育プログラムが含まれていたり、市民無料デーとして毎月10日に市民への無料開放を実施していたりと、市内在住の方々に向けても、活用が進んでおり、芸術文化を通じての地域振興にも積極的に取り組まれておりました。

そして、こういった現代的なアート作品を起点とした観光振興や市民活動の活性化に生かしている例は、全国でも数多く見られ、石川県の金沢市や、愛知県では西尾市の佐久島などが有名です。こうした芸術作品や町並みは、SNSの普及も相まって、より盛んになってきているのかなというふうに思います。

こういった町では、アートを観光の起点とすることと同時に、住んでいる住民の方々や子どもたちにも、身近にアートに触れる機会を設け、作品づくりの一役を担ったり、また著名なアーティストの方と触れ合ったりすることもあつたりします。芸術というものは、人が人間らしく生きるために欠くことのできない社会的な役割があり、創造性を育み、老若男女問わず、心の平穏を保つためにも非常に重要な要素だというふうに思います。

また、日々刻々と進化していく現代社会において、自ら考える想像力を育んでいくことは非常に大切であり、今後の社会にとっても重要視されている要素であります。

そこで、要旨1、文化芸術による子ども育成推進事業について。

文化庁では、文化芸術による子ども育成推進事業という、小中学校等に、文化芸術団体や、個人や少人数の芸術家を派遣し、子どもたちに対し、質の高い文化芸術を鑑賞、体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的、継続的なワークショップ等を実施する事業を行っております。子どもたちが派遣される優れた芸術を鑑賞する機会を設けることができる制度であり、犬山市も積極的に活用いただきたいと思いますが、実情、どのように活用しているかお聞かせください。また、実際にどのような感想が寄せられているかお教えてください。よろしく申し上げます。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

学校での芸術鑑賞会は、子どもの豊かな情操を養うとともに、生涯にわたり文化や芸術を親しむ態度や、思考力、判断力、表現力などを育成する上で、大きな役割を果たしております。

多くの小・中学校では学校行事として芸術鑑賞会を実施し、子どもが演劇や伝統芸能、音楽などの文化芸術に親しむ機会を設けております。

文化芸術による子ども育成事業には、これまでに令和2年度に1校、令和3年度に3校、令和4年度に2校の計6校が活用しており、本年度は2校が活用する予定です。参加した学校からは事前に鑑賞指導や実技の指導のワークショップを受けてから、子どもたちが舞台に参加するので、演劇の楽しさや想像する楽しさをより感じるができるということでした。

一方、課題としては、申請しても必ず活用できるものではないこと、実施校が決定しても日程調整が難しいこと、また担当者の事務負担が大きいことなどが挙げられました。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。取り組まれている学校もあり、非常に素晴らしいアーティストの方々と触れ合えて、子どもたちにも大変よい機会になることと思います。

ただ、やはり人気の事業ということもあり、なかなか採用することのハードルも高いのだなと思いましたが、引き続き取り組んでいただければと思います。

また、今回の事業は、劇団の方などの公演を招く鑑賞型が主であったと思います。芸術文化振興といっても、それ以外に参加できるワークショップ等を行う参加型、創造型や、芸術文化の担い手を育成することを目指す育成型など、幾つかに分類されることと思います。プロによるアートを体感し、鑑賞することは非常に素晴らしいものですが、自らが表現し、創造し、創作する活動も非常に重要であります。

この文化庁の事業の中には、今回の鑑賞型だけでなく、体験型や創造型や、コミュニケーション能力向上事業もあります。芸術文化を通じて、知的好奇心を喚起する機会の創出は、今後の社会において非常に重要であり、鑑賞だけでなく、創造型などの取組も大切であると思いますが、今後の取り組み方など、見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

小中学校期など、感受性豊かな時期に本物の芸術文化に触れることは、その後の豊かな人生を送る上で非常に大切なものだと考えております。先ほども申し上げましたが、各校で子どもの発達段階や、学校の実情に合わせて、演劇や伝統芸能、音楽などの芸術鑑賞会を実施しているところです。

引き続き議員ご提案の参加創造型の文化庁事業も選択肢の一つとして、様々な情報を各校に提供し、各校で実施される芸術鑑賞会がより充実したものとなるよう、支援をしております。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。様々な分野の専門家を誘致して、参加創造型の事業を行うというのは、少年期の思い出としても非常によいものだと思います。また、自ら作り出す創造性を養うためにも、鑑賞型だけではなく、知的好奇心をくすぐるような体験や、自らの行動によって解釈を変えるようなアートに触れたりすることも大切です。

ニュース等では、体験格差という言葉も出てきておりますので、ぜひともこういった制度を用いて、一般教養部分だけではない分野の教養、そして体験にも積極的に取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、続きまして、要旨2のほうに移りたいと思います。創造都市ネットワークについて。

まず、タイトルにあるこの創造都市とは何かというところなんですけど、文化芸術の多様な表現に代表される創造性を生かし、産業振興や地域の活性化などのまちづくりを進め、文

化芸術と産業経済の創造性に富んだ都市のことを言います。

創造性を発揮できる環境を文化と自治体等で整え、創造性を喚起する町は活気が生まれ、わくわくすることと思います。そして、この創造性は、新たな事、物を生み出す創造的活動へとつながり、新たな商品や産業を生み出す原動力にもなると思います。

こういった創造都市に積極的に取り組む町は全国でも多くあり、特に札幌市や金沢市などが有名で、こういった都市間との連携や交流の促進を行うものが、この創造都市ネットワーク日本というものです。

地方自治体の加盟が主となっております、近隣都市では可児市、瀬戸市、大垣市、名古屋市、碧南市が加盟をしております。

また、大きな視点で見ると、ユネスコに認定されている創造都市もあり、参考資料に添付させていただきましたが、日本には、名古屋市をはじめとした11の都市がユネスコの認定を受けており、姉妹都市の丹波篠山市も認定をされております。

また、参考資料には載っておりませんが、今年度10月31日付にて岡山県岡山市が、新しく文学の分野で認定をされ、現在11の自治体となりました。

この創造都市ネットワーク日本に加盟をすることは、国内の先進的な文化芸術政策を推進する自治体との交流が期待でき、先進的な取組の情報共有、また創造都市政策に関連したシンポジウムや研究会などへの支援が期待できます。ぜひとも本市としても、この創造都市ネットワーク日本に加盟をし、芸術文化振興にも、より一層力を入れてみてはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

現状、本市では、文化芸術分野の自治体間の連携、交流について、愛知県公立文化施設協議会や中濃公立文化施設協議会に加盟し、研修会をはじめとし、先進的な取組事例の情報共有に努めているところです。

議員ご案内の創造都市ネットワーク日本は、文化庁が投資をして文化芸術と産業経済をつなぎ、まちづくりや地域の活性化に先進的に取り組む自治体や団体などが参加し、平成25年に設立をしており、ネットワーク会議や先進的な取組事例の発信、交流など多様な取組を行っている組織と認識しています。

加盟により、全国の自治体の文化芸術を生かした創造都市の多様な取組やアイデアを共有し、先進自治体との交流ができれば、本市にも大きなメリットがあると考えます。

また、現在の加盟団体は、過去に市民参加型の文化芸術活性化による文化庁長官表彰を受けた自治体も多く、犬山市が文化芸術を通して創造するまちづくりの夢や可能性について、参考にすべき取組も多々あると思います。

創造都市ネットワーク加盟に際しては、特に費用負担もなく自治体間の緩やかな結びつきからなる組織と伺っていますので、今後、加盟も視野に入れ、ネットワーク活動や加盟に伴う事務負担などを含め、必要な調査研究をしてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。ぜひ前向きに研究を進めていただきたいと思います。

犬山市には近隣市町にはない伝統文化があり、また数多くの芸術文化分野の団体もごございます。創造性を育むことは、新たなアイデアを生み出す能力や活力のためにも非常に重要だと思います。

特に現代社会においては非常に大切な要素と言われており、この分野を醸成していくことは非常に重要です。そして、この分野を醸成していくことは、将来の日本、犬山の経済、産業を支える人材の育成にもつながり、主体性や想像力、発想力の向上などにも生かされます。ぜひとも先進的な取組をされている近隣都市とも連携をし、芸術文化を通じた地域振興や教育にも生かし、子どもたちや住民の方々が想像力をかき立てる機会の創出、知的好奇心をくすぐるような今後の展開に期待します。

市民の創造性が発揮できる環境を文化で整えることが、創造都市へ近づく道であると言われております。ぜひ前に進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして件名2に移ります。件名2、まちの灯りについて。

犬山市には多くの街灯がありますが、それでも夜は暗い夜道がまだまだ多く、防犯のみならず、道での転倒事故などにも誘発するおそれがあります。その上で、まちをともす明かりは防犯上、安全上においても非常に重要であるかと思えます。

そこで、要旨1、暗い夜道の対策について。

数多くの街路灯を管理していることは承知しておりますが、まだまだ暗いと言われる道も多いと言われているのが現状です。

そこで、現在どのような対策を市として行っているのか、また課題等はないのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

街路灯については、平成23年度から平成26年度に行った犬山市街路灯LED化計画により、当初より市が管理してきた街路灯に加え、平成24年度に、町内会が今まで維持管理をしていた防犯灯を、公共性が高く、市に管理移管が可能であるか調査し、市が管理移管を受け、一括管理を行うことで、町内会の負担軽減を図ってきました。

その際に、町内会からの市へ移管する場合の管理判断基準を設けており、電柱でない箇所での街路灯を移管する場合は、町内会などで金属製の街路灯用ポールに取り替えてもらえれば移管を受ける基準としており、それに市が灯具を設置して、ポールを含めて維持管理を行うこととしました。

現在、街路灯の新規設置の際には、周辺近隣の方から設置承諾が得られた箇所について、地元からの土木要望申請により、電柱を利用して市が設置しており、電柱がない場合については、町内でポールを設置してもらい、市が灯具を取り付け、ポールも含めた維持管理を市

が行っています。

街路灯の新設要望に対応するため、市では、設置予算を確保しており、令和5年度、今年度につきまして、11月末時点ではありますけど、地元から街路灯設置要望が提出された33か所全て街路灯を設置しました。

しかし、全ての新設要望に対応できるわけではなく、特に電柱がない箇所については、街路灯用ポール設置に地元負担を伴うこと、道路が狭く、ポールを設置すると通行に支障が出る、電気を引き込むことが困難であることが課題となり、設置できないケースもあります。

今後も地元関係者のご理解とご協力をいただきながら、安心・安全なまちづくりのため、地元要望に応えられるよう努力していきます。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。市としても、暗い夜道の対策を行っており、要望にも最大限応えているということで安心をいたしました。

ですが、まだまだ暗い夜道も多く、防犯、安全上においても、もう少し明るいといいなど思う道は多々あります。そして、特に住宅地に入りますと、大型の街灯は明るすぎる部分があったり、ちょうどいいところに電柱がなかったり、設置する箇所においては、道の狭さ等もあって、懸念されることもあるかと思えます。

そこで、要旨2に移ります。要旨2、常夜灯によるまちの灯かりについて。

私は以前、ハウスメーカーに勤めておりましたが、分譲地開発の際には、まちづくり協定で夜間点灯する庭園灯や、門灯の設置を規定とする協定を設けたりして、まち全体をほのかに明るくする取組をしておりました。

とある企業の情報ではあるのですが、灯かりのいえなみ協定というグッドデザイン賞を受賞したまちを開発する際において、それぞれの家々にある庭園灯や玄関灯などの常夜灯を夜間ともすことを約束事とした協定などがあり、まち全体が照明の消えない連続性のある夜間景観の形成をされております。参考資料のほうに、灯かりのいえなみ協定の団地写真を掲載をさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。

玄関や門扉、道路境界付近に設ける足元などの明かりは、まぶしすぎず、非常にまちの防犯、安全性においても一役買えるものだと思います。

そこで、現在防犯対策補助として、センサーライトについては補助がついておりますが、家に設置する常夜灯などを用いて、市が管理する道路に対する継続的な照明も非常に有効だというふうに思います。

そこで、補助範囲の拡充や普及啓発等を行ったらどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘の常夜灯によるまちの明かりは、まち全体を明るくすることにより、地域や通行人の防犯対策につながるものと思われまます。



当市では、令和2年5月から犯罪の防止及び市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とした防犯対策費補助制度を実施しています。こちらは、住宅への侵入を防ぐ対策として、窓の防犯フィルム、玄関や勝手口の補助錠、屋外用センサーライト、防犯カメラ、防犯砂利などを対象としています。

しかし、門灯や玄関灯の照明は既に普及しており、センサーライトなどの防犯対策との線引きが難しいことから、現時点では、この補助制度の対象に加えることは考えておりません。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。自分の家の防犯だけでなく、まち全体として捉えた際に、こうした道路を照らす照明は、防犯のみならず、安全上においても有効かと思ひ、伺わせていただきました。現在、添付の資料のようなソーラータイプの常夜灯も数多くあり、設置もそこまで難しくないと思うので、まちの明かりとしても普及していったらいいかなというふうに思ひます。

そして、要旨1でも上げた街路灯についてですが、道路にある市が管理する街路灯を増やし、設置、維持、管理していくことは、費用面や立地、また明るすぎるなど、ほかの弊害もあり得ます。そこで、この各家々が協力した住宅用常夜灯の普及があればいいかなというふうに思ひました。

各家々の照明による防犯や安全性において、効果を考える際には、地域で協調して取り組み、連続性などがあることが望ましいです。先ほど例に挙げた協定などがあれば、まちの明かりとして連続性もあり、よりいいとは思ひますが、なかなか協定までとなると難しい部分もあるかと思ひます。

しかし、分譲開発された際などには、より取り組みやすいと思ひますので、住宅メーカーや不動産業者などとのセッションがあれば、よりいいかなというふうに考えます。

もう1点、再質問にてお伺ひしたいと思ひますが、ほかの自治体では、一戸一灯運動という、地域の方々が連携し、夜間、自宅の門灯、玄関等を一晩中点灯することで、通りを明るくする運動を行っている自治体もあります。近隣では刈谷市や大府市がホームページで普及啓発を行っております。

これは道路を照らすということに限定せず、敷地内の電灯をともして、まちを明るくしようとする運動です。15年ほど前に大沢議員もこのテーマについて取り上げられておりました。広報や、当時は普及していなかったSNSなどでも呼びかけは可能だと思ひますので、この一戸一灯運動もぜひ継続的な普及啓発に取り組んでいただきたいと思ひますが、見解をお伺ひいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

一戸一灯運動は、他の自治体でも行っているところはありますが、電気料金の負担は多少あるものの、各家庭で手軽にできる防犯活動と考えています。

取組内容としては、先ほど議員もおっしゃられましたが、各家庭の門灯や玄関灯を朝まで

点灯し、夜間を明るくすることによって、防犯効果があるものです。

町内会などの地域全体で取り組むことで、1つの点が面となり、地域全体を明るくし、安全・安心なまちづくりにつながるものと思われます。

今後、広報やSNSなどを活用して、一戸一灯等運動について、市民の理解と協力を得ながら、犬山警察署と連携を図り、普及啓発に努めていきたいと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。一戸一灯運動は今すぐ誰にでもできる防犯対策です。現在、防犯対策補助金として、先ほどもありましたセンサーライト、防犯カメラ等への補助金は出ております。ですが、市が管理する道路を照らす常夜灯の役割を持つ門灯や庭園灯なども、個人宅への防犯のみならず、まちの安全にとっても重要だと思います。一般的な常夜灯であれば、1灯当たり月120円程度の負担となり、また、添付資料にあるようなソーラータイプの常夜灯も、二、三千元ぐらいから手に入るものだと思います。

まちの皆様が協力して取り組むことができれば、この効果は非常に大きいものとなります。一戸一灯運動の輪が広がることで、一戸の明かりは点にすぎませんが、先ほどもおっしゃられてますが、点が線となり、そして面となって広がって、市内全体が明るくなり、安全で安心なまちづくりにもお役立ていただけたと思います。

この常夜灯の点灯については、複数軒が連続性を持って取り組めるよう、町内会等とも協力していただければと思います。犯罪の抑止だけでなく、歩行時の安全、また、町並みの景観等においても大切な取組だと思いますので、犬山市も普及啓発に取り組んでいただければというふうに思います。

それでは続きまして、件名3のほうに移りたいと思います。新橋爪・五郎丸子ども未来園周辺の安全について。

いよいよ新橋爪・五郎丸子ども未来園が着工し始め、本格的な工事がスタートし出しました。この工事の計画は、周辺住民の私にとっても非常に楽しみな部分が多いですが、不安な部分も多いです。というのは、やはり工事中に際しては、多数の工事車両や業者の方々の車の数々が非常に多く往来することからです。私も長らく建築業界にいましたが、こういった工事計画の地図等には、もらったとしても、ナビなどで行くことが多く、周囲の狭い道を抜け道として通っていく可能性も大いにあります。

また、6月の議会でも一部取り上げさせていただきましたが、橋爪周辺は狭隘とまではいかずとも、割と狭い道路も多く、近くの踏切も、すれ違いはできないような踏切となっております。

そこで、お伺いします。要旨1、工事中の近隣の安全対策について。

この新橋爪・五郎丸子ども未来園の工事に際し、工事中の周辺に対する安全及び工事中の周囲、迂回路について見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

工事中における周辺住民や通過車両といった近隣への安全対策は、請負事業者が決定した後、工事スケジュールや工法が決まることで、市と事業者との協議によって詳細な内容が決定することになります。したがって、現状で予定されている安全対策としては、実施設計に盛り込まれた内容に限られるものとなりますが、関係者以外が整備地内に侵入することを防ぐため、高さ3mの鋼板で周囲を仮囲いすることや、安全に工事車両が出入りできるよう警備員を配置することを予定しております。

これ以外に想定される安全対策としては、議員がご質問されたように、通行止めを行った際の迂回路を設けることや、その告知看板の設置、整備地周辺では幅員の狭い道路があることから、片側交互通行の実施や警備員の配置が考えられます。

また、安全対策のため、周辺住民の皆様に対しては、工事内容やスケジュールについて、事前に訪問や回覧により丁寧に説明及びご案内をさせていただきます。

いずれにしましても、新園の整備工事に際しては、工事現場内はもちろん、近隣地域住民の方々に対しまして、今回の工事を原因とした事故が生じることがないように、細心の注意を払って安全対策を進めさせていただきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。周辺の方々も非常に不安に思われている部分もあります。そして、橋爪巾屋敷及び橋爪中屋敷の信号から入る道は生活道路ですが、現在も、五郎丸南及び五郎丸交差点の渋滞等を回避するために、抜け道としてこの道を使われている方もいらっしゃるようです。実際にこの道路付近での住宅地での交通事故を見ることもあり、橋爪・五郎丸子ども未来園の付近の田んぼに車が落ちているのを見たこともあります。先ほども申したように、道路は余り広くないところもありますので、そうしたところはすれ違いもしにくい上に、大型の車も来ることと思うと、より交通事故の危険性もあります。周辺の地理に詳しくない業者の方も数多く見えることと思います。工事中の迂回及び安全管理には注意の促進をぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、要旨2、通園の安全について。

竣工後の保育園では、子どもたちと親御さんが行き交う保育園になることと思います。そして、車での来園に限らず、徒歩や自転車での来園も数多くいるんじゃないかなというふうに想定しております。

また、近隣は農道であり、なかなか歩車分離をすることは難しいのかなと思いますが、例えば、スクールゾーンやキッズゾーン、グリーンベルトなどを設ける、また、時間帯での進入禁止など、交通上における計画は何かあるのか、どのようなものなのか、見解をお聞かせください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

新園の保護者の送迎は、定員175人のうちの約9割に当たる約160人程度が、自動車で登降園し、徒歩や自転車での登降園者は約1割に当たる約15人程度を見込んでおります。

徒歩等による登降園者は少数ではありますが、開園後は、区域内の通過車両も増えることになり、議員ご指摘のとおり、歩行者や自転車の安全についても十分配慮する必要があります。

令和3年3月に新園整備に係る地元説明会を開催させていただきました中で、整備地東側や南側の道路は、朝晩の通勤の際、通過する車両が多く、危険なため、対策してほしいなどの意見を頂きました。

議員により示されましたスクールゾーンなどの設置や時間帯による交通規制などは、農業従事者や周辺住民の合意が必要となるため、実現が難しいです。それに代わる対応策として、この先保育園がありますといった注意喚起のための看板の設置や、道路上に自動車のスピードの減速を促す路面標示を行うなどにより、交通量の抑制、交通渋滞や事故の防止を図ってまいります。

また、新園へ通う園児の保護者に対し、送迎の際の通行経路については、道路幅員の広い道路を通るようお願いさせていただくとともに、送迎の際の敷地出入口の渋滞対策として、開園後当面の間、交通誘導員を周辺道路に配置し対応する予定です。

さらに、ほかに有効な安全対策はないか、警察など関係機関と協議し、助言をいただきながら、交通安全対策に努めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。先ほどもお伝えしたように、この道も抜け道として使われることもあるようです。通園時の事故などが決してないように、竣工後も安全対策のほどよろしく願いいたします。

まだまだ工事期間も長いので、もし要望等がありましたら、今後ともご対応のほどよろしく願いいたします。

続きまして、件名4、児童クラブについて。

児童クラブは、児童の帰宅時に仕事の都合などによって、保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、下校後、遊びや生活を通して、子どもたちの健全な育成を図るもので、下校時から夜7時まで開校しているというふうに思います。

そして、現在共働き家庭の増加もあり、この児童クラブを活用している方も多くいらっしゃるかと思います。

そこで、まずは要旨1、現状について。

現状、どのような利用状況なのかお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

12月1日時点での児童クラブ学年別利用登録人数は、平日利用することが前提となる通年利用者の場合、1年生194人、2年生153人、3年生113人、4年生78人、5年生39人、6年生12人となり、合計589人となります。これは、市内全小学校の児童3,420人のうち約17%に当たる人数となります。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。17%と結構多くの方がご利用いただいている現状が分かりました。

続きまして、要旨2に移ります。要旨2、早朝児童クラブについて。

登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭では、短い時間でも子供が一人になってしまうこともあり、朝の子どもの居場所づくりが課題となっております。そんな子どもたちのために、朝の校庭開放などの取組が全国的にも広がりつつあります。この取組は各地で少しずつ普及し始めており、ニュースでも取り上げられたりしております。

この取組は出勤時間の早い親御さんや、現在、出勤時間を遅らせていらっしゃる親御様にもいいのかなというふうに思いますが、こういった取組について、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

今年度に入り、始業前に校庭を開放し、子どもたちの朝の居場所を確保する試みが、少数ではありますが、全国各地域や学校で、徐々に広まり始めていることは認識しております。実施している自治体の取組方法としては、地域のボランティアの方、民間事業者への委託、また、放課後児童クラブの施設を使い、地域の有償ボランティアや放課後児童支援員で預かりをするなど、様々な方法で実施されております。

当市としましても、こうした社会状況にあることは理解しております。しかし、現段階では、現状の放課後児童クラブ職員の継続的な確保も課題となっているため、議員よりご提案いただきました児童の早朝時間帯の扱いについては、すぐに取り組むことは現時点では難しいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。働き方改革という部分もありまして、だんだんこういったほかの要素も出始めているようです。始業前の居場所の確保は、校庭に限らず、図書館の開放などにも派生することができれば、朝の運動だけではなく、勉強の部分でも活用できるようできるんじゃないかなというふうに思いました。

ですが、やはりボランティアの方々を集めていくということは、大変難しいのが実情であるかというふうには思います。ですが、ほかの自治体にもこの流れは出始めてきており、社会状況としても、こういった動きは広がっていくことも想定されます。

今後、全国的にも普及の可能性もありますので、ぜひとも早めに研究を進めていただければ幸いです。

以上で、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎副議長（岡村千里君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、公明クラブの島田亜紀です。議長から発言のお許しを頂きましたので、先に通告しました2件について順次質問させていただきます。

件名1、通学路についてです。

多くの議員もされていますが、私は城東小学校と城東中学校、そして東小学校の朝の通学の見守りをしています。子どもたちの元気な姿は希望であり、未来の宝です。交通量の多い交差点や踏切、危険な横断歩道のところには、交通指導員さん、PTAの方、通学ボランティアの皆さんが立ってくださり、子どもたちの安全を見守ってくれています。皆さん、子どもたちが大好きで、無事故で登下校できるようにと心を尽くしてくださっています。この場をお借りして、関係の皆様にも心から感謝申し上げます。

一緒に通学路を歩いて学校まで行きますが、急な天候の変化など様々なことが起こります。道中気分が悪くなったり、トイレに行きたくなる子、帽子が風に飛ばされたり、鳥のふんが落ちてきたり、ぬかるみにはまって泥がついたりということもありました。

その場に大人がいればすぐ対処できますが、特に下校時などでは、子どもたちだけのときが多いですし、遠い子ほど少人数になります。途中で何かあったときなど、どうしたらいいのか心配になります。通学路の途中で子ども110番の家の看板を目にすることがあります。

そこで、要旨1、子ども110番の家について。

どういう位置づけなのか、また、市内に子ども110番の家は何件くらいあるのかお聞かせ願います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

子ども110番の家は、子どもが身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込めるところであり、警察が実施している事業と自主的な活動によるものがあります。

犬山警察署に問い合わせたところ、担当は生活安全課で、主に通学路に面した民家や、事業所などに委嘱し、犬山市内には58件あるとのことでした。

委嘱された子ども110番の家は、緊急避難場所として、子どもたちが見やすい場所に子ども110番の家の看板を掲示します。その看板を頼りに避難してきた子どもを保護し、駆け込んできたその子から何があったかを聞き取り、子どもの代わりに警察に通報してくれます。

自主的な活動によるものとしては、地域の町内会、自治会の方などを中心に設置されており、小学校から希望する家庭に看板をお渡しし、警察から委嘱された110番の家と同様の役割を果たしていただいています。

いずれの活動も通学路を中心に、子どもたちが避難できる場所が確保されている安心感、さらに、子ども110番の家の看板が地域にあることで、地域の防犯意識の高揚と犯罪抑止につながっているものと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。犬山市公式LINEから頻繁に不審者情報が届きます。警察と自治会で、設置されたところがあるとのことですが、継続的に子どもたちの安心を守るために、形だけにならないように、現状に合わせて更新や新規登録等、働きかけをお願いしたいと思います。

次の要旨に移ります。要旨2、登下校の見守りについてです。

登下校の見守りでは、学校によっても事情が違うと思いますので、ここでは遠いところで距離が3キロほどある城東小学校を例に伺いたいと思います。

今現在の見守り人員の現状と、今後の募集についてお尋ねいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

城東小学校は、登校時にPTAの活動として、保護者が交代で交通指導を担っていただいております。子どもたちの安全な登校を支援していますが、校区が広く、通学距離も長いことから、児童の安全のため、通学ボランティアの方々の活動は、大変助かっており、感謝を申し上げます。

城東小学校の児童は532名で、通学ボランティアの登録者は67名、児童8名当たり1名の通学ボランティアの登録があります。市の交通指導員は、城東小学校区には1名のため、登下校の時間帯に多くの通学ボランティアの方々が子どもたちと通学路を同行したり、富岡、塔野地、善師野、各地区の主要な交差点に立っていただいたり、児童の安全な登下校を見守っていただいています。

小学校と通学ボランティアとの連絡の手段は、年間の事業計画を文章でお知らせし、緊急時はメールや電話などを利用しますので、登下校に関しては連絡が取れる体制を整えています。

こうした通学ボランティアの方は、高齢化で活動できる方が減少傾向にあるため、小学校としては今年度、保護者に募集案内をし、1名の方ではありますが、登録をいただきましたので、今後、年明け1月をめどに、地域の皆さんへチラシ配布などで改めて募集をかけていく予定です。

◎副議長（岡村千里君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。児童8名当たり1名とのことですが、その中には高齢化が進み、出られていない方も多くいらっしゃると思います。実際ついてくださっている交通指導員さん、通学ボランティアの方にお話を伺うと、多くの方が持病など大変な状況の中、子どもたちの安全のために休むわけにいかないと気持ちを奮い起こして出てくださいしているのが現状です。病気や旅行などでどうしても休むときは、とても心苦しいとおっしゃっていました。

交差点によっては、交通指導員さんがいないと、一般の車の交通にも支障が出る箇所もあります。以前は学校の先生が週に1回顔を出されていたので、要望を伝えたり、話をして、励みになっていたそうですが、働き方改革により、先生も来なくなり、課題が出てきても伝えられずにいて困っているとのことでした。先生も忙しいので、来てもらわないといけないということではないのですが、このように厳しい現状では、新しい方も引き受けてくださらないと嘆いておられました。せっかく心あってボランティアについてくださっていますので、気持ちよくついていただけるように対処していただきたいと思います。

今回、学校のほうからも保護者の方に募集をかけてくださり、お一人登録してくださったことは大変にうれしく思います。

また、地域の方にもチラシを配布し募集してくださるとのことです、多くの方が声を上げてついてくださることを切に願い、次の要旨に移ります。

要旨3、通学路の安全点検について。

例えば城東小学校では、どのようなタイミングで、誰が、どのように通学路の安全点検を行っているかお教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

通学路の安全点検は、子どもたちの下校時などに通学路を先生と一緒に歩き、危険な箇所はないか、現地を見て子どもたちと確かめながら実施する方法で多くは行われ、時期などについては、学校により違いはありますが、年度初めには1回目を実施しています。

城東小学校では、毎年4月に先生が登下校の通学班に付き添い、危険箇所がないか点検をしており、6月にはPTAを中心に、9月には再度先生が点検を実施しています。

また、5月、9月にPTA、保護者、コミュニティを中心に草刈りをしていただいております、通学路で登下校に支障がある場所や、防犯上危ない箇所を重点的に行っています。

児童に対しては年に4回、通学班集体会を行い、児童から危険な箇所や気になることを確認し、安全対策について指導しております。

◎副議長（岡村千里君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。様々な角度から安全点検を実施されていることがよく分かりました。しかし、私が議員になって見守りをするようになり、7か月ですが、その短い間だけでも、側溝の蓋、道路の穴など、危険なところが何か所もありまし



た。その都度、市の担当部署の方には迅速に補修対応していただき、地域の方も喜んでくださっています。

ここで再質問させていただきます。

一番現場の状況を分かっている交通指導員さん、通学ボランティアの方の声がなかなか届かない現状でありますので、通学路の安全点検の場に毎日見守りくださっている、その交通指導員さん、通学ボランティアの方を含めて、問題点や要望などの意見交換することは可能かお伺いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

城東小学校の通学路の安全点検は、先生とPTAで実施しており、通学ボランティアの方は参加されていませんが、現在でも通学ボランティアの方からは、登下校の安全に関し、折に触れて連絡をいただいております。

登下校時の見守りをしているときに、通学路で危ない箇所や気になる点があったときには、学校に報告を頂いておりますので、連絡内容によって児童への交通安全教育を行ったり、ハード整備が伴うことは、通学路改善要望に加えたり、頂いた情報や意見を反映させ、子どもたちの安全のために対応するよう努めております。

通学ボランティアの皆さんには、登下校時の安全に関し、気づかれた点があれば速やかにご連絡いただくよう、改めてご案内をさせていただきます。

◎副議長（岡村千里君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。個々に連絡を取ることも一つだと思いますが、一緒に情報共有できると、なお一層子どもたちのために携わっているという団結が生まれると思いますので、そのような機会をぜひ検討していただきたいとお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

件名2、学校図書館についてです。

私は長女が小学校に入学してから、東小学校の読み聞かせボランティアグループのブックママに所属しております。今年で14年目になります。活動としては1年生から3年生のクラスに、朝の時間を利用して、絵本の読み聞かせにお邪魔しています。

年に1回、スペシャルおはなし会を企画し、今年は「十二支の始まり」という本を基に、人形や背景など手作りして発表しました。子どもたちのきらきらした目を見て喜んでもらえることが励みで、今日まで続けてきてよかったと感じております。

また、信頼できる先輩ママや、また小学校にお子さんがある現役のママとの集まりで情報交換できることもありがたく思っております。

絵本の読み聞かせは、子どもの自己形成や共感性、協調性を育てるなど、情緒や対人関係の発達に関係し、児童期以降の読書推進のためにも大きな役割を担っていると言われております。

しかし、近年スマートフォンやタブレットの普及により、子どもたちは、より手軽に情報

にアクセスすることができるようになりました。また、SNSなど魅力的なコンテンツに多くの時間を費やしています。その結果、読書の時間が減少しています。

学校読書調査によりますと、2019年は学校図書館に行くと言った小学生は59.2%、中学生は31.8%で、2008年と比べて約20%減っております。学校図書館は、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを効果的に進める場所、心の保健室としての役割があります。

令和4年度から文部科学省が、第6次学校図書館図書整備等5か年計画を実施しておりますが、ここで要旨1、学校図書館の現状についてお伺いしたいと思います。

1つ目は、学校図書館は利用時間など、どのように運用されていますか。

また、2点目は、また新しく購入する本はどのように選書されていますか。

また、3点目は、各学校の蔵書数は、学校図書館図書基準に見合っているのか。

また、4点目は、蔵書購入の予算はどのように配分されているか。

以上、4点についてお尋ねします。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

学校図書館は市内全ての学校に設置しています。毎日開館し、主に昼放課に学校司書や図書委員の児童生徒により貸出しを行っています。

貸出し冊数は各学校により異なりますが、おおむね通常は2冊、読書週間に3冊を上限に貸し出しています。夏休みなどの長期休業時は5冊以上の本を貸し出し、自宅での読書を勧めています。

本の購入は、教科書と関連のある本、調べ学習用の本、子どもに人気のある本、年齢に見合った本などを各学校の学校司書や図書館担当教諭が選書しています。

各校の蔵書数は、学校図書館図書基準では、14校中7校が下回っていますが、これは古い本の廃棄を積極的に進めているためで、予算の総額750万円は、蔵書の少ない学校に多くするよう各学校に配分し、買い替えを進めているところです。

小学校は1人当たりの貸出し冊数も多く、また低学年から本に親しむことが読書推進につながることから、小学校に多く配分するようにしていますが、中学校の教科書改訂がある年は、中学校に多く配分をし、教科書と関連のある参考図書を購入しています。

また、小中学校は様々な方から本の寄附を毎年いただきますので、学校図書館の蔵書の充実につながっており、ありがたく思っております。

合わせて書架の改修などを行っています。これまで、南部中学校、城東小学校、犬山北小学校、池野小学校を改修し、学校司書を中心に、子どもたちが興味を引くような図書展示に努めています。

◎副議長（岡村千里君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。毎日学校図書館を開館していただき、貸出しを行っているということでした。昼放課ということで、その場に居合わせたことがあったんですけど、すごい慌ただしく借りていくような形になっていたかなと思うので、ゆっ

くりと本を選んで、学校の司書の先生とかお話ししながら借りれるように、時間を守るということも一つだと思うんですけど、そういうふうに借りれたらいいなというふうに思いました。

次に、要旨2、読書推進についてお尋ねします。

犬山市としてどのような読書推進を行っているのか、お伺いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

当市の進める読解力向上は、正しく読む、豊かに読むことを目指し、授業改善と本好きの子どもを育てることを柱に進めていますので、その取組の一つに、読書活動、図書利用の促進を位置づけています。

これまでの学校図書館は、図書の貸出しなどの業務を行っていましたが、読解力向上のため、学校司書7名の配置に加え、令和2年度から図書館コーディネーターを配置し、学校図書館全体を取りまとめ、機能強化に取り組んでいます。

また、令和3年度から、市立図書館に学校連携司書を配置し、市立図書館と学校図書館の連携にも取り組んでおり、一つの成果として、今年度から市立図書館の出張文庫を城東小学校と犬山西小学校に設置し、市立図書館の本を貸し出しできるようになりました。

図書館コーディネーターを中心に、毎月連絡会を開催し、各学校の状況や、次に取り組む事業を共有するとともに、年3回、学校の図書館担当教諭を加え、読書活動推進委員会を開催し、市の読書推進について協議をしております。

また、全児童生徒へブックリストや図書館だよりの配布、各学校の要望に応じ、読み聞かせやお勧め本の紹介展示、しおりづくりなどを行っています。

学校での取組として、専門職員と地域のボランティアの協力を得ながら、児童生徒の読書活動の推進を進めております。

具体的には、異なる学年によるペア読書、図書委員や学校司書によるお勧め本の紹介、ボランティアによる読み聞かせなどを行っており、ほかにも制限時間内にクラス内で回し読みをする読書回転寿司、ビブリオバトル、本の中に出てくるメニューを給食に反映する給食コラボなど、多くの本に触れられる新たな取組を令和4年度から積極的に行っています。

◎副議長（岡村千里君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 様々な取組によって推進してくださっていることがよく分かりました。学校司書や図書館担当教諭の先生、ボランティアで携わっている整備の方など、ご尽力いただきありがとうございます。これからも要所に触れて、子どもたちが生き生きと成長していけるよう、さらなる工夫と支援をお願いいたします。

先日、NPO法人読書の時間という、田口理事長さんが「学校図書館の整備に向けた課題や対策について」というお話を伺う機会がありました。子どもたちが本と出会える最も身近な場所は学校図書館であるとの考えから、同館を活用した読書推進活動に力を入れてみえます。その背景には、書店が一つもない、書店ゼロの自治体が昨年9月時点で26%を上回るな

ど、本に触れる機会が減り続けていることがあります。

また、2020年度版の読書世論調査によると、1か月に本を1冊も読まない人の割合が51.5%に上り、非読者が読者を上回るなど、読書離れに拍車がかかっています。

さらに、様々な取組によって推進してくださっていることがよく分かりました。独自の調査では、小学生が読書を嫌いになった理由について、最多が読書の必要性を教わらなかった、次に、興味のない本を読まされた、あと次は、音読で恥をかいたと続きます。調査を開始して約20年になるそうですが、この順位は変わっていないとのことでした。

本が嫌い、または読書習慣がない子どもが増えている状況だからこそ、本と出会い、学ぶ場を提供することが求められます。

必要な対策として提案がありました。それは、企業が自治体への寄附を通じて、地域活性化を後押しする企業版ふるさと納税の活用です。自治体の図書購入費の予算が限られている場合でも、企業からの寄附を通じて、追加の資金を獲得し、学校図書館に新しい資料を提供することが可能となります。実際、企業からふるさと納税によって、例年以上の図書館資料を廃棄、更新できた自治体もあるとのことでした。

今後、図書購入の寄附を募る自治体と企業とのマッチングを行いつつ、連携する地元の書店を介して、学校図書館を活性化させたいと言われていました。この仕組みは、何よりも新しい資料による学びの機会を、生徒たちに提供できます。

自治体にとっては、財源の確保、企業にとっては法人税の減税と社会貢献につながり、書店にとっては、販売利益を増やすというメリットをもたらします。さらに、学校図書館と連携した読書推進プログラムを提供してくれます。これは生徒たちに本を好きになってもらうことを最優先に掲げて、本の基礎や本との出会い方などを含め、大人になっても役立つ読書習慣を身につけるための読書教育です。

2023年度は約100校で、ワークショップなどを交えて展開するそうなので、ぜひ犬山市でも検討してもらえたらと提案をして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（岡村千里君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時35分まで休憩いたします。

午後1時27分 休憩

再 開

午後1時35分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、創犬会の畑 竜介です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、4件の一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、件名1、犬山城下町NFTについて質問させていただきます。

今年度、犬山市と株式会社バケットがNFT活用に関する民間提案事業協定を締結しまし

た。これについて、締結当初から余り話題になってはいませんが、実は大変先進的な取組であり、犬山市として新たな財源確保につながるのではないかという思いから、一般質問のテーマに取り上げさせていただきました。

まず、NFTというのは、少し聞き慣れない言葉ではありますが、デジタルデータだとか、コンテンツを偽造できないようにするための仕組みです。今までは絵画だとか彫刻など、物理的な形で所有をされていたので、本物であると唯一無二である価値が見出されてきました。一方で、デジタルデータというのは、簡単にコピーとか改ざんができるため、なかなか唯一無二の価値を見出しにくいものでもありました。

しかし、このNFTという技術を使うことで、デジタルデータ、コンテンツ等、コピーや改ざんができなくなる。それによってデジタルであっても、唯一無二の価値を見出すことができるようになると、そんな技術です。

極端な話ですけれども、自分のスマホで撮った写真をNFT化することによって、よい写真であれば、芸術的価値や商業的価値が付加され、高額で取引されることが期待できると、こういうのがNFTです。

近年、こうした技術を使って各自治体がデジタルアートをふるさと納税の返礼品にするような動きが結構出てきています。まだまだ成功事例というものは余り多くない状態で今回の事業協定というのは非常にチャレンジ度の高い取組だと評価しています。

そこで、今回取り組まれる事業について概要を、市にどんなメリットがあるのかということになるべく分かりやすくご説明をお願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今年の4月に市と株式会社バケットとの間で、NFT活用に関する民間提案事業協定を締結いたしました。これは市が昨年度に実施したNFTの活用に関する民間提案制度で、同社の提案が採用され、協定締結に至ったものです。

この協定の取組では、「犬山デジタル城下町プロジェクト」と題し、NFTを通じて、犬山市の認知度向上や観光振興にもつながる仕組みを取り入れようとしています。

具体的には、同社によるNFT保有者専用のコミュニケーションアプリを用いて、NFT保有者同士が継続的に交流できる場を提供したり、NFT保有者が実際に犬山城に訪問すると、自身のNFT画像が変化し、グレードアップするなどの特典を用意したりして、デジタル空間とリアル空間の双方で楽しめる仕組みを提供していく予定で準備を進めています。

現在、NFTの販売、配布に向けては、財源確保という目的で経営改善課が窓口となり、市の関係部署はもちろん、公益財団法人犬山城白帝文庫や、一般社団法人犬山市観光協会といった関係機関との調整を図りながら、同社のNFT画像の制作をサポートしている最中です。

このNFTのリリースについては、今月16、17日に横浜市で開催される国内最大級のお城イベントである「お城EXPO」に同社が出展する予定でありますので、まずは第一弾とし

て、その場での販売、配布することを目指しています。

その後、順にNFT保有者同士が継続的に交流できる場を、犬山デジタル城下町としてデジタル空間上に作っていく予定です。

最後に、この協定におけるメリットとしては、国宝犬山城を題材としたNFTを制作し、販売、配布することで、犬山市の関係人口を創出し、シティプロモーションにつなげることができることや、NFTの販売代金の一部が協定に基づき、市の歳入となることが考えられます。

なお、市の歳入金額としては100万円程度を想定しています。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。NFT自体が今までにない概念ということもありますので、なかなか分かりづらい面もあるかもしれませんが、当市が実施する犬山デジタル城下町プロジェクトにはさらなる可能性を秘めていると考えています。

続いて、要旨2、今後の方向性について。

新潟県の長岡市山古志という錦鯉で有名な地域であります。このNFTの技術を使って、錦鯉NFTというデジタルアートを発行しました。このデジタルアートには、デジタル村民票という側面もありまして、この錦鯉NFTを所有している方は、実際にその地区に住んでいる800人を超える1,000人近くの方がいるということです。要はデジタルで関係人口が非常に多く、世界中にファンが作りやすいということです。

地域と国内外にいる、その地域のファンである関係人口をつなげ、資金調達し、その道を決めていくと。例えば、NFTで市が得た収入から予算を拠出して、そのデジタル住民が提案した事業を投票によって採択するといったような、ふるさと納税をさらに進化させたような仕組みづくりもできます。

しかしながら、まだ新しい技術ということもあり、先進的な事例は数多くありません。当市としてNFTによる犬山デジタル城下町プロジェクトを進めていく上で、年間100万円の利益だけではなく、さらなる可能性についてしっかりと取り組んでいく必要があると思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

犬山デジタル城下町プロジェクトは、コミュニティアプリ内だけでなく、将来的にはメタバース、いわゆるインターネット上の仮想空間を活用したコミュニティ空間への拡大も視野に入れています。

デジタルの世界では、ユーザーの裾野が広く、関係人口が築きやすいという側面があります。今回のプロジェクトでは、1万枚のNFTの発行を予定しており、全てのNFTが販売、配布されれば、1万人の関係人口を築くことができます。

また、デジタル分野には国境がないため、このプロジェクトに関心を持った外国人の方がNFTホルダーになることも考えられることから、様々な人たちが集うコミュニティが創設

され、多種多様な意見が集まる場として機能する可能性も秘めています。

しかしながら、この取組の当初の目的は、先に説明しましたとおり、市のシティプロモーションや文化振興へとつながる新たな地域活性化の事業の一環として、歴史文化、自然観光資源を活用し、NFTを利用した新たな財源確保を実現するというものですので、まずはこの取組が十分に浸透するように努めていきます。

そして、デジタル城下町民のコミュニティが醸成された際には、当初の目的を超え、議員ご提案の多種多様な意見が集まる場や、デジタル城下町民の意見提案の場として活用することについても検討していきたいと思えます。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。

最近先ほど話したように、NFTを使いデジタル世界の住民をも自治体運営に参加してもらう仕組みをつくることで、関係人口の増加、そして新しい地方創生の広がりを期待されていますが、まずは答弁にあったように、しっかりと今回のプロジェクトを周知し、取組が市全体に浸透していくことにより、さらなる財源の確保や関係人口の創出を図っていただき、今後のさらなる発展につながることを期待しています。私自身もアンテナをしっかりと高くし、今後も研究していきたいと思えます。

続きまして、件名2に移ります。スポーツ施設の設備充実化についてです。

スポーツによる人づくり、まちづくりというのは、原市政が掲げている大きなテーマの一つだと考えています。今年は3人制のプロバスケットチームが、犬山拠点に活動をされていたり、先日発表されました、来年4月に開催される大相撲犬山場所など、今までにない取組もあり、スポーツでにぎわいができつつあるなど感じておるところです。

しかし一方で、そうしたスポーツを楽しむべきである市内のスポーツ施設については、犬山体育センター、犬山市武道館など、老朽化の進む施設もあります。

特に夏場など、屋外はもちろんですが、屋内も驚異的な暑さになり、とても運動ができるような状態にはない施設もあります。その施設では、温度と湿度で熱中症の危険度が示される暑さ指数が測れる計器が、夜でもレッドゾーンを示しているのを何度か見たことがあります。

屋外については、気象庁の発表を基に市の公式LINEなどで注意を呼びかけたりしていますが、屋内のスポーツ施設については、利用における注意喚起をする基準などは設けているのでしょうか、お伺いたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

市内の屋内スポーツ施設において、エナジーサポートアリーナとフィットネスフロイデの2か所は、空調機器が完備されていますが、武道館や体育センターは空調機器の設置はされておらず、大型扇風機の設置などで暑さ対策をしています。

市内の屋内スポーツ施設においては、温度、湿度、熱中症注意指数が表示される熱中症指

数計を掲示して、利用者に注意を促していますが、熱中症の注意喚起をする市独自の基準はなく、利用制限は行っておりません。

利用時において、気象庁と環境省が共同で発表する熱中症警戒アラートの発令情報をお伝えし、小まめな水分補給など、熱中症予防の実践を個別にお願いしている状況です。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。公共施設として暑くて危険だから貸さないとといった対応はできないと思いますし、市民もそういったことを望んでいるわけではないと思います。

そこで、要旨2、今後の施設計画について伺います。

最近では、我々が子どもの頃とは違い、毎年これだけ暑い日が続く世の中になってしまっていて、本来であれば、屋内の体育施設にも空調の整備をお願いをしたいというのが本音ではありますが、施設規模を考えると、すぐに対応できるものではないだろうということも理解しています。

しかし、スポーツによるまちづくり、人づくりには当然環境づくりも欠かせないと考えていますが、市としてこうした体育施設の現状に対して、今後どのように施設計画等を考えているのかお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

体育センターや武道館などの屋内体育施設の施設計画については、犬山市公共施設等総合管理計画に基づき、令和4年3月に作成した文化スポーツ施設の個別施設計画において、長寿命化改修を検討しており、事業年度や事業費など個別具体的な内容については、実施計画において、毎年検討し決定しております。いずれの施設も老朽化が進み、計画的な修繕や改修整備が必要となっています。

そのような中、近年の真夏の猛暑に対して、空調設備がない屋内体育施設の利用者の方からは、暑さ対策についての強い要望を頂いており、こうした施設の熱中症対策の必要性は重々認識しております。

しかし、体育センターや武道館の冷房機器の整備については、開所から約40年が経過しており、施設自体の断熱効果が低く、天井高も高いことから、相当規模、相当能力の冷房機器の設置に加え、建物全体の断熱工事なども必要になると想定されます。

そのため高額になるであろう設置工事費用や費用対効果の面から、現時点では、空調機器の整備は予定しておりません。

まずは、老朽化による設備不良や不具合箇所を早期に解消することを最優先と捉え、市民が安心して利用できるスポーツ施設の整備と維持管理に計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。市として暑さ対策について、熱中症予防



の観点からも、重々認識はしているというような答弁でした。しかしながら、施設の特徴から、現時点では空調の整備は予定していないとのことで、残念であります。

しかし、再三申し上げるように、真夏の屋内施設は本当に暑いです。市民が快適にスポーツをできるような環境に設備を少しでも充実化できないか、改めて再質問させていただきま

す。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

今年度は緊急対策として、体育センター及び武道館に大型扇風機を設置しており、一定の効果はあったものと考えていますが、施設の老朽化もあり、根本的な解決には至っておらず、熱中症対策として十分ではないことは認識しております。

大型扇風機を設置する際には、周辺自治体の施設の聞き取り調査や利用者の声をお聞きしながら、そのほかの効果的な対策がないか議論をしており、スポットクーラーの導入についても、その当時から設置の検討を進めてきました。

来年度に向け、スポットクーラーの設置など、現状において可能な対策を速やかに実施してまいりたいと考えており、市民の皆様が安心・安全、快適に施設を利用いただけるよう、今後も施設環境の整備に努めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） スポットクーラーを設置していただけると答弁、ありがとうございます。スポットクーラーの設置で、少しでも熱中症のリスクが下げられればと思っております。しかし、大規模な空調の設置については、一朝一夕にはいかないことは理解しておりますが、この先ずっとこのままというわけにはいかないと思いますので、引き続き個別施設計画の中で課題として検討していただくことに期待しています。

続きまして、件名3に進みます。デジタル町内会についてです。

デジタル町内会についておさらいの意味も含めて、少し振り返ってみたいと思います。デジタル町内会は、町内会の事務的な負担を減らし、軽減できた労力や時間を防犯防災活動や親睦交流を深める活動など、実質的な町内地域活動に利用していただき、地域の活性化につなげていくための支援として、令和3年度にモデル町内会を募集しました。

募集の結果、7つの町内から申出をいただき、令和3年7月より試験的に運用を実施してきました。令和3年度、4年度と試験運用を実施し、令和5年度からの本格的な運用につなげていくという予定だったと思います。

現在、既に令和5年度も後半に入っておりますが、試験運用が続いており、本格的な運用には至っておりません。その背景には、当初の目的であった町内会の事務的な負担を減らす一つとして、広報など配布する手間を減らすというものをデジタル配信がありましたが、ご承知のとおり、広報紙に関しては業者委託した全戸配布へと移行しており、既に事務的負担が軽減されている状態であるということがあると思います。

また、実際の運用に対してデジタル弱者への対応も課題となっており、一気に本格運用に

は至っていないものだと推測しております。

一方で、ごみ出しについての連絡や、急な雨で中止となる町内のイベントの連絡など、便利さを実感しているという声も実際に聞きます。

そこで、要旨1として、デジタル町内会の試験運用について、各町内に行ったヒアリングを基に、市としての今後の見解をお伺いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

デジタル町内会事業は、令和3年7月から、市の広報や回覧などの文書をデジタル配信することで、町内会の業務を簡素化し、労力や時間を軽減することを目的として進めてきました。

この実証実験が効果的なものか検証、検討を行うため、令和5年2月から3月にかけて、モデル町内会にヒアリングを実施しました。

ヒアリングでは、紙媒体では回覧に1週間かかるものがすぐに配信できる、過去の広報を気軽に見ることができるというメリットのほか、一方では、デジタルが苦手な方もおり、またサポートできる人がいないため、引継ぎが難しい、運用の仕方や体制の構築が必要、使用料が町内負担になると継続は難しい、費用をかけるだけの効果がないと町内の合意が得られない、紙媒体とデジタル配信の両方を行っているので二度手間である、現状の仕様では、無料のLINEの方がよい、スマートフォンでは画面が小さく見づらいなど、デメリットが数多く挙げられました。

また、当初の目的であった広報配布の負担軽減が、令和5年5月からの民間事業による広報の全戸配布化により達成されたこと、役員の引継ぎ、配信者の負担、既読率の低下など、先ほど申し上げたように課題が多く、町内会の費用負担も発生することから、今後、本格運用へ移ることは困難であると考えております。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。今後の本格的な運用には移行しないというような答弁でした。

しかしながら、モデル町内会の中にはメリットを感じている方、配信を楽しみにしている方も少なからずいらっしゃるのも事実です。本格運用への移行はしないにしても、現在利用していらっしゃる方や、町内会へのフォローはしっかりと進めていただくことを指摘させていただいて、要旨2に移ります。

要旨2、町内会カルテについてお伺いいたします。

今後のデジタル町内会の運用については理解しましたが、本来の目的は、町内会の活性化であるというふうに考えています。

そこで、現在ある317町内会の実情について、市としてはどの程度情報だとか、課題を把握されているのかをまずはお伺いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

町内会の情報として、市が把握し、一覧として管理しているものは、町会長の氏名や連絡先であり、個々の町内会規約や、入会金、会費の有無、加入世帯の内訳、抱えている課題など詳細については把握していません。

日々の業務において、町会長などから、町内会の運営に関する相談を受けることがあるため、数年に一度の頻度で、町内会運営等に対する町内会意識調査を実施しています。直近の調査としては、令和元年11月1日から12月14日までの期間で行い、町内会の活動を行う上で問題点、町内会活動に伴う負担に感じる事務、今後の活動の充実、活性化のために行政に期待する支援などについてご意見を伺っております。

317町内会のうち297町内会の、93.7%の町内会から回答があり、主なものとしまして、役員の負担が多く、成り手が少ない、若い人の参加が少ない、役員交代に伴う引継ぎ業務が負担とを感じる、人材育成支援や取組を支援するための情報提供を行政に期待するなどの声を頂いております。

この調査以降、4年が経過したこと、また、コロナ禍により町内会活動は大きな影響を受けており、町内会を取り巻く現状も大きく変わっているものと思われ、改めて調査を行う必要があると考えています。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

現状としては、ある程度の情報はヒアリングできているのかなという印象です。町内会の支援を進めるには、答弁でもあったように、前回の調査から4年も過ぎているということや、コロナ禍を経ているということで、改めてもう少し詳細な実情を、課題等ですね、把握する必要があると考えます。

また、調査した結果をしっかりと町内会ごとにカルテのように保存しておけば、継続的な課題認識につながると考えます。実際にほかの自治体を見ますと、名前は自治体カルテとか、地域カルテ、地区カルテなど様々ですが、集めている情報もそれぞれではありますが、いろんな事例があります。

今後の調査においては、こうした町内会の継続的な支援のためにも、町内会のカルテを作成することを提案させていただきますが、当局としてのお考えを、再質問としてお伺いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、町内会の活性化に向けた支援などを行っていくためには、まず各町内会の現状や、抱えている課題を把握することが必要であると考えています。そのため、4年に1回をめぐりに、入会金や会費の有無、加入世帯の状況などの情報に加え、抱えている課

題等の情報を把握するため、お答えいただける町内会には、各町内会の負担とならないよう回答は選択式とし、最後に自由記述欄を設けたアンケート調査の準備を進めてまいります。

また、調査により収集した町内会の情報等は、カルテとして活用していきます。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。町内会カルテを作っただけということで、ありがとうございます。しっかりと町内会の現状を把握して、カルテに起こして、さらに分析して活用をしていくところまで、しっかりと進められるような人員体制も含め、今後の取組に期待しています。

続きまして、件名4に移ります。件名4、古い消火栓についてです。

令和5年度に改定された犬山市消防整備計画によると、防火水槽や消火栓など、消防水利の設置として防火水槽が308基、消火栓が214基設置されており、市内の消防水利に関しては、一定の基準を満たしており、耐震補強や修繕に関しても計画的に進められているところだと思います。

こうした市の消防水利として管理されている水利とは別に、犬山市内には消防水利として管理されていない消火栓も多々あります。まずは現在把握されている、市が管理されていない消火栓について、どの程度あるのか、またどういった経緯で存在しているのか伺いたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

消火栓は上水道の成り立ちとともに大変歴史の古いものでありますが、現在の消火栓の設置につきましては、消防法第20条に規定されており、消火栓は65ミリの口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の配管に取り付けられていなければならないなど、一定の給水能力を有する必要があります。

犬山市には、この基準を満たす消火栓と、それに準じた消火栓を合わせた510基を公設の消火栓として、消防本部が点検を含めた管理を行っております。

議員ご指摘の市が管理していない消火栓につきましては、平成26年度の走る市政教室、懇談会において、消防が使用する消火栓とそれ以外のものを区別する方法を示してほしいとの要望があったため、水道課と協力し、位置と状況を調査した結果、149基を確認しました。

この市が管理していない消火栓の口径は、40ミリメートルまたは50ミリメートルのものが主体で、現在の消防車両の給水システムとは一致しませんので、消防本部では使用しておりません。

この消火栓の経緯としては、地元の要望で残されたもので、町内や自衛消防組織が災害に備え、訓練等で使用していることを認識しておりますが、一部私有地に存在するなど、様々な形態であることから、消防本部として正確な使用状況の把握と、点検、管理はしておりません。

◎副議長（岡村千里君） 畑議員。

◎9番(畑 竜介君) 答弁ありがとうございます。この消火栓の取扱いに関して再質問させていただきます。

今の答弁であったように、市で消防で管理されていない消火栓が、149基あるとのこと。消火栓というのは当然、水道管につながっていますので、使おうと思えば水は出ると思いますが。しかし、水道メーターはついていません。今のところこうした消火栓については、消防も管理はしておらず、水道課でも管理をしていないというふうに聞いております。

水道管につながっている時点で、公共物だという認識ではありますが、こうした消火栓の管理責任というのはどこにあるのか、お伺いいたします。

◎副議長(岡村千里君) 答弁を求めます。

大澤消防長。

[消防長 大澤君登壇]

◎消防長(大澤 満君) 再質問にお答えします。

市が管理していない消火栓につきましては、現在、消防では使用しておらず、地元要望で残されていることから、使用に関する点検等は使用者において適切に管理していただきたいと考えております。

管理責任ということですが、これら消火栓は現に水道施設に設置され、公益的な消防用のものであることから、消防として一度、使用状況及び危険な箇所がないかを再調査し、廃止要望等の相談があった場合は、窓口となり、関係課と調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

◎副議長(岡村千里君) 畑議員。

◎9番(畑 竜介君) 答弁ありがとうございます。消防のほうでしっかりと把握していただいている中には、町内でも自分とどこにあるかどうか分からないというところもあるというのを聞いていますので、しっかりとそういったところは町内会とも連携して、水道課と連携して、しっかりといざというときに使えるような管理をしていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長(岡村千里君) 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時10分 休憩

再 開

午後2時20分 開議

◎副議長(岡村千里君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

2番 ビアヰ恵子議員。

◎2番(ビアヰ恵子君) 2番、ビアヰ恵子です。2件の一般質問をさせていただきます。

1件目、社会福祉協議会の西庁舎移転の可能性についてです。

まず初めに、今年10月に所属している民生文教委員会で、青森県藤崎町の社会福祉協議会

へ視察に行ってきました。赤字に対しての対策や、職員に対しての日頃からの電話応対、職員全員が情報を共有、市民へのサービス向上、仕事への意欲向上するための対策などなど、本当に幅広い改革を進められていました。

犬山市の社会福祉協議会も、福祉課が中心となり、職員への講習会を開く、来年1月には視察を行った藤崎町から、事務局長の成田さんを講師として、職員への研修を行うなど、力を入れているところと認識しています。

高齢化社会が進む中、福祉課、社会福祉協議会の役割はとても重要であると思っています。しかし、そんな中で、いろいろな問題点や大きな赤字を抱えているのも事実です。この件については、民生文教委員会でも取り上げられています。

では、こういった活動状況の中で、何かよい打開策はないかと、社会福祉協議会からいろいろな提案がありました。その一つとして、まずは赤字対策です。

そこで、要旨①についてお聞きします。

福祉会館から市民交流センターフロイデに移転したことにより、どんな必要経費が新たにかかってきたか、あるなら、幾らかかっているのかについてです。犬山市の都合で福祉会館が壊され、現在、市民交流センターフロイデにその活動は移転されました。それによって、今まで必要でなかった経費の支払いが発生してきたと思います。具体的な経費についてお聞かせください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本君登壇〕

◎福祉課長（山本直美君） 質問にお答えいたします。

福祉会館から犬山市民交流センターフロイデへの事務所移転に伴い、犬山市社会福祉協議会が新たに負担することになった費用などについて、社会福祉協議会に聞いたところ、まず移転に際し、一時的に発生した費用が、机、椅子などの事務用品の移転費として約51万円、電話、インターネット回線の移転費用として約121万円、新たに必要となった備品の購入費として約58万円など、合計で約290万円を要したとのことでした。

また、継続的に支出する、いわゆるランニングコストですが、事務所スペースに係る行政財産の目的外使用料として約158万円、光熱費実費分として約12万円、犬山市民交流センター以外の場所に借りている倉庫の賃料として約25万円、駐車場の賃料66万円、年間合計約261万円が令和2年4月の移転以降、必要になったとのことでした。

なお、さきの9月議会における久世議員の一般質問でもお答えしたとおり、これらの必要経費のうち、事務所スペースに係る使用料などの固定経費に係る助成については、現在検討を進めているところでございます。

◎副議長（岡村千里君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） ありがとうございます。答弁の中で、必要経費のうち、事務所スペースに係る使用料など固定経費に係る助成については、検討を進めているところと説明がありましたが、今回の質問のテーマである犬山市役所西庁舎に移転することで、この問題を解決できるのではないかと考えています。

続いて、要旨②についてお聞きします。市役所西庁舎への移転が可能かについてです。

では、福祉課と社会福祉協議会が同じ市役所の敷地内にあると、どんなメリットがあるかということです。

行政と社会福祉協議会の連携について調べてみました。東京都文京区のホームページで、行政と社会福祉協議会の連携についてこう書かれていました。「共に地域福祉を推進する公共的な組織、車の車輪である。行政と社会福祉協議会の役割の一番の特色として、行政は法令に基づく指導権限を持つ一方、公平性や制度内での対応を求められ、個別案件への柔軟な対応に限界がある。一方で、社会福祉協議会は民間組織として、個別具体的なケースに臨機応変な対応ができる。」とありました。また、地域包括ケア、高齢福祉についても、関連部署との連携を行うとしています。このように、行政と社会福祉協議会が車の両輪として、これからの社会に順応できるよう、強い連携をとっているまちはあります。

また、ヒアリングの段階で、重層的支援体制整備事業計画について、犬山市の事業なので、社会福祉協議会には関係ないということだったんですが、実は、市町村社協法制化40周年記念、令和5年度社会福祉協議会活動全国会議分科会が、令和5年11月5日に、稲沢市が「稲沢市における重層の取組について」講演を行っています。重層とは重層的支援体制整備事業計画を略して言っています。

稲沢市では、市役所の中で福祉課と社会福祉協議会が隣同士、重層の主要5事業全てに社協が携わると言っています。今回の市民交流センターフロイデから西庁舎に移転することにより、同じ市役所の敷地内にあることで、市の事業ではありますが、重層的支援体制整備事業計画を実施するに当たり、これから将来、社会福祉協議会との協力体制で市民サービスの向上、地域の対応力の強化に必ずつながると思います。

行政をはじめとする支援機関の相談体制は縦割りで、事実、支援する側にも支援のしづらさがあります。お隣同士で連携することは、高齢者が増えていく中で、市民にとってのサービス向上につながります。西庁舎に移転は可能かお聞かせください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本君登壇〕

◎福祉課長（山本直美君） 質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の事務所が市庁舎に近いほうが、業務効率や来訪者の利便性などから見てよいのではないかとのご質問ですが、このことについては、同様の趣旨で、今年の7月に社会福祉協議会から申出があり、市としても対応すべく、検討を進めているところでございます。

具体的には、現在の西庁舎の機能を代替できるスペース等がほかに確保できるか、社会福祉協議会として改装や移転に係る費用、また移転後の運営をどのように考えているかなどについて、庁舎管理部署や福祉課及び社会福祉協議会との話し合いを進めているところでございます。

今後は、こうした検討や協議により、様々な課題や条件が整理された後、具体的な西庁舎への移転計画の準備を社会福祉協議会と進めていくこととなっています。

◎副議長（岡村千里君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） ありがとうございます。正直、ヒアリングのときには可能性がほとんどないんじゃないかと思いました。今回、答弁がある意味びっくりしたんですけど、いい意味でびっくりしました。

最後に、これからの社協の在り方、さらに市民へのサービス向上を考え、市役所西庁舎であっても、または庁舎内であっても、お互い顔が見える距離で連携をしていくという、こういった提案はとても大切だと思っています。やはり外部からの経験豊富な知識のある方の意見には耳を傾け、ぜひ答弁されたように、社会福祉協議会と将来を見据えた計画を進めていただけるよう、よろしくお願いします。

次に、2点目の質問に移ります。市民交流センターフロイデの1階のスペースの使い方についてです。

私もよくフロイデに行くことはありますが、1階の正面玄関入って右側に、社会福祉協議会、観光協会、犬山国際交流協会、ゆうゆうなどが入り、向かって左側は協働プラザのみが入っています。一般市民などから、1階全体の空間利用について相談を受けていました。

そこで、要旨①の質問に入ります。市民交流センターフロイデ1階の協働プラザと入居団体の現状について、お聞きします。

もともとフロイデで活動していた団体や、福社会館で活動していた団体の移転に伴う負担などの現状、協働プラザを含めてお聞かせください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市民交流センターフロイデは、公共施設再配置事業の一環として行った福社会館の閉館と、フロイデの多機能化に向けた取組の中で、老朽化した福社会館の機能停止に伴う受皿として必要な改修工事を行い、令和2年4月1日よりリニューアルオープンしました。

この多機能化に向けた取組の中で、福社会館に隣接し、施設の耐震強度に問題を抱えていた大手門まちづくり拠点施設の運用も検討され、同施設で事業を実施していた犬山市市民活動支援センターしみんていの機能もフロイデ内に移転し、犬山市協働プラザとして生まれ変わり、事業を開始しました。

2階以上は貸し会議室やフィットネス事業等を行っていますが、1階部分には事務所スペースを設けており、犬山市社会福祉協議会、犬山国際交流協会、犬山市観光協会、eコミュニティネットワーク、教育支援センターゆうゆうが入居しています。使用料は行政財産の目的外使用料条例に基づいています。

また、社会的な活動を行う団体の支援促進を目的として、貸しオフィスも設置しており、公募により、犬山市ボランティア連絡協議会、犬山青年会議所が入居しています。使用料は犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例に基づいています。

なお、ゆうゆうは国の整備指針に基づき、市が設置運営し、協働プラザは犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例に基づき設置しており、市の事業として実施するもので



あり、使用料の徴収の対象ではありません。

◎副議長（岡村千里君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 答弁ありがとうございました。ただ、私が聞いたのは、使用料の徴収について別に違法性があるとも、不公平さがあるとも全然思っていない。ただ、フロイデ全体のスペースの使い方について考えたとき、検討していくことは必要なのではと思い、費用面で各団体がどれぐらいの負担が増えたのかについてお聞きしたんですが、金額の面には何も触れてなかったの。

そこで、要旨②について、協働プラザのフリースペースの利用状況についてです。

現在1階左側の協働プラザのスペースはかなり広いですが、どのように使われているのでしょうか。どういった方が利用しているのでしょうか。利用状況を含めて教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

協働プラザのフリースペースは、公益的活動の支援、多様な人材による社会的活動の振興、既存のネットワークを超えた連携や協働の社会を生み出すことを目的とし、市民交流スペースとして設置しています。

同スペースは協働プラザ運營業務委託を受けた犬山協働まちづくりコンソーシアム、ジョインいぬやま第2期が管理運営を行っており、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時、金曜日のみ午後7時までスタッフが常駐しています。

また、協働プラザの受付時間外は、フロイデの総合管理業務を受託した事業者が巡回や防犯カメラ等により管理しています。

令和2年4月の開館から令和4年度までのコロナ禍においては、施設休館や同スペースのワクチン接種会場としての利用、受付時間外の利用禁止など、一定の制限を受ける中での運営となりましたが、延べ1万5,310人、1日平均では約17人が利用され、主に市民活動団体や貸し会議室、フィットネスも含めた施設利用者、社会福祉協議会のボランティアセンターの登録団体、民生委員や婦人会などにご利用いただいている状況です。

コロナの5類感染症移行後は、利用者の記名をなくしたため、同スペースの詳細な利用人数は把握していませんが、フリーWi-Fiがあることから、オンラインミーティングなど、学生や若い世代の利用も増加しており、協働プラザが実施する事業への参加や、団体活動の展示などを通じ、より多くの世代の方々がまちづくりに接点を持っていただくきっかけになっていると考えております。

◎副議長（岡村千里君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） ありがとうございました。――

――  
――  
――  
――

---

---

言いたいのは、社会福祉協議会もそうですが、福祉会館から市民交流センターフロイデに移転したことでいろいろ変わりました。例えば、福祉会館の跡地がいまだに白紙の状態とか、既存の状態にとっては負担が増えているとか、片やフロイデ左側の、せっかく市民のために作った左側の場所は、活用は十分とは言えないと思っています。

そこで、要旨③協働プラザのフリースペースの今後の展開について、これからどのような協働プラザフリースペースについての利用拡大、周知方法を考えているのかお聞かせください。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

協働プラザの設置目的は、公益的活動の支援、促進及び多様な人々の協働を推進するためのものであり、交流スペースはフリースペースとして、用途を限定せず、広く市民にご利用いただくことで、人、物、金をはじめとした町の様々な資源がまちづくりに関わり、つながるための場所であると考えております。

同スペースを活用して協働プラザの事業である公益的な活動を行う市民や団体の裾野を広げていく取組として、まちづくりに関して未来志向で語り合う場であるフューチャーセッション犬山などを実施し、その後の伴走支援も含めて、人材や活動グループを育成するとともに、協働プラザを多くの方に知ってもらい、利用者を増加させ、よりよいまちづくりにつなげていきたいと考えております。そのため、引き続き用途を限定せず、様々な人々が集い、情報交換できる場として利用していただきたいと考えております。

今後もこれまでどおり、利用者が安心・安全に利用できるよう、設置目的や使い方の周知をしつつ、協働プラザスタッフやフロイデ総合管理業務受託事業者による巡回等も行っていきます。

◎副議長（岡村千里君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 最後に、令和2年のリニューアルから少しでも市民の皆さんがフリースペースを活用できる、しやすい、また、移転した団体が仕事をしやすい、市民が気楽に立ち寄りやすい、そういった工夫を今の現状でいいわけではないので、工夫していただけるようにしていただければと思います。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

◎副議長（岡村千里君） 2番 ビアキ恵子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日6日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

◎副議長（岡村千里君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時42分 散会